

岩手労働局発表

平成24年4月23日

担当

岩手労働局雇用均等室

室長 本間 玲子

担当 柴田 千波

電話 019-604-3010

FAX 019-604-1535

## 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として 県内2社を認定

今般、岩手労働局は学校法人岩手キリスト教学園（認定2回目）と株式会社東北銀行を基準適合一般事業主として認定いたしました。

岩手県内初の認定が2回目の企業である学校法人岩手キリスト教学園に対し、下記2のとおり認定通知書と認定マークを手交することといたします。

### 1 認定企業

学校法人岩手キリスト教学園（盛岡市）

株式会社東北銀行（盛岡市）

### 2 認定通知書の交付

(1) 交付企業 学校法人岩手キリスト教学園

(2) 交付日時 平成24年4月25日（水） 15時00分

(3) 交付場所 岩手労働局 局長室

（盛岡市盛岡駅西通1-9-15盛岡第2合同庁舎5階）

### 3 認定企業の取組状況 別紙1のとおり



認定マーク（愛称「くるみん」）

これまでに4企業が認定されています（別紙2）。

## 4 基準適合一般事業主の認定について

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）では、次世代育成支援対策に取り組むための一般事業主行動計画を策定・都道府県労働局長へ届出し、同計画に盛り込まれた目標の達成など、一定の基準（参考1）を満たした企業について、労働局長への申請により基準適合一般事業主として認定する制度が設けられています。

認定を受けた事業主は、認定マークを広告、商品、求人広告等に表示することができます（同法第13条・14条）。また、平成23年度より認定企業に対する税制優遇制度が設けられています（参考2）。

認定企業の取組状況  
学校法人岩手キリスト教学園  
(2回目認定)



所在地 盛岡市  
業種 教育学習支援業  
労働者数 83人(男性7人、女性76人)

**行動計画** ◇計画期間 平成21年3月1日～平成24年2月28日(3年間)◇

- 目標1 育児休業者に対する教育訓練(職場復帰プログラム)の実施  
目標2 ノー残業デー(月2回)の実施

**行動計画取組状況**

目標1について

育児休業取得者に対し、育児休業期間中及び復職直前直後期に教育訓練を実施し、併せて育児休業期間中に情報提供も行った。

目標2について

毎月第1・3水曜日をノー残業デーとして設定し、定刻退社を促した。

**その他子育て支援の取り組み状況**

- 1 一般事業主行動計画期間内に男性1名が子の看護休暇を取得した。
- 2 一般事業主行動計画期間内に女性1名が出産し育児休業を取得した。
- 3 行動計画期間以前より子が小学校就学前まで利用できる所定外労働免除制度が整備されている。

## 認定企業の取組状況

## 株式会社東北銀行

所在地 盛岡市  
業種 普通銀行業  
労働者数 884人(男性457人、女性427人)

**行動計画** —計画期間 平成20年4月1日～平成23年3月31日(3年間)—

- 目標1 非正規行員に対する連続休暇制度の導入・周知及び取得状況の確認  
目標2 中学生・高校生を対象としたインターンシップを5回以上実施

**行動計画取組状況**

## 目標1について

平成20年4月1日より連続休暇制度を非正規行員に対しても拡充し、文書により制度内容を周知した。また四半期ごとに部署からの報告を求め取得状況の確認を行った。

## 目標2について

計画期間内に中学生・高校生に対し、合計8回、39名の学生にインターンシップを実施した。

**その他子育て支援の取り組み状況**

- 1 一般事業主行動計画期間内に男性1名が育児休業を取得した。
- 2 一般事業主行動計画期間内に出産した女性の85%が育児休業を取得した。
- 3 育児休業規程を平成22年6月30日付け改定し、子が小学校就学前まで利用できる時差出勤制度を整備した。
- 4 年に2回、早帰り月間を設定し、残業の削減に取り組んだ。

# これまでに認定した企業及びその取組状況

## リコー光学株式会社 販売業 【平成 20 年認定・計画期間 3 年間】

### 1 届出目標の実施内容

- (1) 計画期間内において男性 1 名が育児休業を取得し、女性は育児休業取得率 100%となった。
- (2) 小学生未満の子を持つ社員が利用できる所定外労働免除制度を導入した。
- (3) 所定外労働削減のため毎月第2金曜日をノー残業デーに設定し、18:00までの退社を促した。

### 2 その他、認定に必要な要件の実施内容

- (上記1の目標達成にて認定に必要な要件達成)

## 学校法人岩手キリスト教学園(1回目の認定) 教育学習支援業 【平成 21 年認定・計画期間 2 年間】

### 1 届出目標の実施内容

- (1) 小学校就学前までの所定外労働免除時制度、時間単位で取得できる子の看護休暇制度を導入し、全職員に周知した。
- (2) 半日単位の年次有給休暇取得制度を整備し、全職員に周知した。
- (3) 毎月第 1 水曜日をノー残業デーに設定し実施した。

### 2 その他、認定に必要な要件の実施内容

- (1) 計画期間内において男性 1 名が育児休業を取得、女性の育児休業取得率は100%。

## 株式会社岩手銀行(盛岡市) 普通銀行業 【平成 23 年認定・計画期間 2 年 9 ヶ月間】

### 1 届出目標の実施内容

- (1) 部署ごとの時間外勤務実績及び前年同月との増減について各所属長に資料提供し、時間外労働の削減の取組みを促進した。また時間外労働の多い部署にヒアリングを実施することにより改善策を検討した。
- (2) 新入社員研修において、育児休業等に関する諸制度の説明を実施した。
- (3) 犯罪被害に遭遇した又は遭遇しそうになった子どもを保護し警察に通報等をする店舗を増加させた。

### 2 その他、認定に必要な要件の実施内容

- (1) 行動計画期間内において男性 6 名が育児休業を取得、女性の育児休業取得率は100%。
- (2) 小学校就学前まで利用できる育児短時間勤務制度を導入した。

## 株式会社ウェルファム(矢巾町) 老人介護・福祉業 【平成 23 年認定・計画期間 3 年間】

### 1 届出目標の実施内容

- (1) 半日単位の子の看護休暇制度を創設し、全社員に周知した。
- (2) 父親の配偶者出産休暇制度について、ポスター掲示により周知した。

### 2 その他、認定に必要な要件の実施内容

- (1) 行動計画期間内において男性1名が育児休業を取得、女性の育児休業取得率は 100%。
- (2) 小学校就学前まで利用できる育児短時間勤務制度及び所定外労働免除制度を導入した。
- (3) 入社時研修において所定外労働の企業としての方針を明確にし、残業の削減に取り組んだ。
- (4) 年次有給休暇の計画的付与を行うことにより取得の促進を図った。

## 次世代育成支援対策推進法に基づく認定基準

以下の要件を満たす場合に申請により、「基準適合一般事業主」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

### 認定要件

- 「雇用環境の整備」に関する目標を含む適切な行動計画を策定し、定めた全ての目標を達成したと。
- 行動計画期間が2年以上5年以下であること。
- 平成21年4月1日以降策定・変更した行動計画について、公表・労働者への周知を行っていること。
- 3歳から小学校入学前までの子を持つ労働者対象の勤務時間短縮の措置等を講じていること。

勤務時間短縮の措置等とは以下の措置が該当します。

- ① 育児休業制度
- ② 所定外労働の制限制度
- ③ 所定労働時間の短縮措置
- ④ フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰上げ・繰り下げ、事業所内保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

- 計画期間内に男性の育児休業取得者がおり、かつ女性育児休業取得率が70%以上だったこと。

従業員数が300人以下の事業主の特例

1. 男性の育児休業者等がいなかった場合でも、①～③のいずれかに該当すれば基準を満たします。
  - ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性がいること(1歳未満の子のための利用を除く)。
  - ② 計画期間内に、小学校就学前までの子の所定労働時間の短縮措置を利用した男性がいること。
  - ③ 計画開始3年以内の期間に、育児休業等を取得した男性がいること。
2. 女性の育児休業等取得率が70%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の最長3年間を合わせて計算したときに70%以上であれば基準を満たします。

- 所定外労働の削減措置や年次有給休暇の取得促進措置などを実施していること。
- 関係法令に違反する重大な事実がないこと。

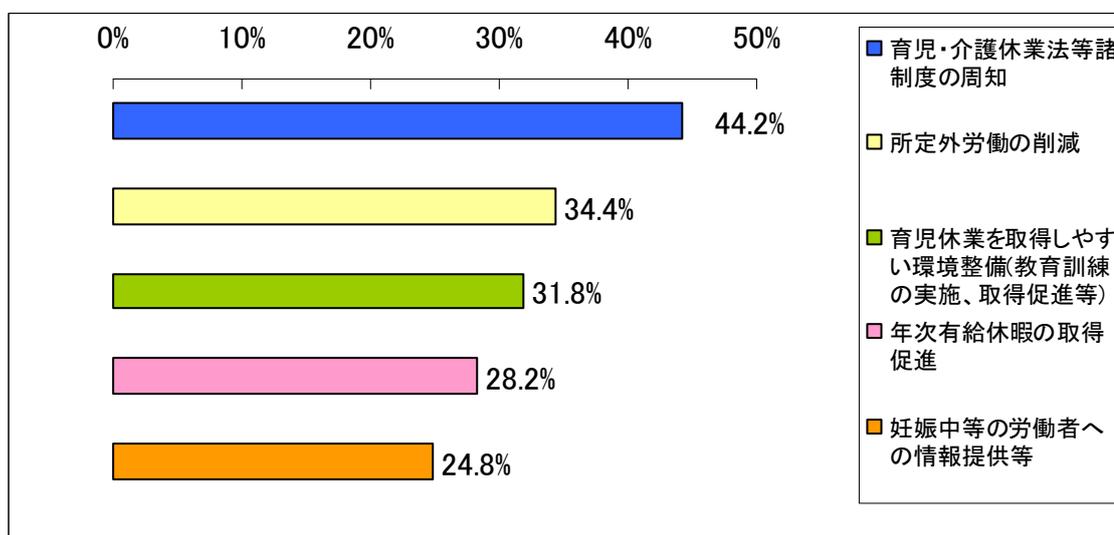
## I 一般事業主行動計画策定・届出の状況等

### 1 「一般事業主行動計画」策定届出状況(県内) (平成24年3月末現在)

		届出企業数(注)		
		企業数	届出企業数	届出率
規模別	301人以上	112社	112社	100.0%
	101~300人	317社	314社	99.1%

(注) 一般事業主行動計画の策定・届出が義務付けられている101人以上規模

### 2 届出企業全体(694社)における行動計画の目標上位5項目(M. A) (平成24年3月末現在)



## II 認定企業に対する税制優遇制度の創設

くるみんマークを取得した企業は、行動計画開始日から認定を受けた日を含む事業年度終了日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において普通償却限度の32%の割増償却ができます(平成23年度から)。